

平成 28 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 28 年 3 月 2 日（水曜日）

平成 28 年第 1 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 28 年 3 月 2 日 (水曜日) 午前 9 時 58 分開議

議事日程 (第 2 号)

- 日程第 1 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第 4 号 固形燃料 (RDF) について
調査第 5 号 介護施設の実態について
調査第 6 号 危険家屋対策について
都市事例調査
- 日程第 2 議員の派遣に関する報告
- 日程第 3 監査委員報告 (例月出納検査結果報告 平成 27 年度 11 月分、12 月分)
(定期監査)
(財政援助団体監査)
- 日程第 4 議案第 10 号 ~ 議案第 41 号 (提案説明)
- 日程第 5 予算特別委員会設置

出席議員 (18 名)

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	岡 本 俊 君		9 番	日 里 雅 至 君
	10 番	佐 藤 秀 靖 君		11 番	水 間 健 太 君
	12 番	関 野 常 勝 君		13 番	渋 谷 正 文 君
	14 番	後 藤 英 知 夫 君		15 番	本 間 敏 行 君
	16 番	広 瀬 寛 人 君		17 番	黒 岩 岳 雄 君

欠席議員 (0 名)

説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	若 杉 勝 博 君	保 健 福 祉 部 長	鎌 田 忠 男 君

經濟部長 原 正 明 君
商工觀光室長 山 内 孝 夫 君
總務課長 高 田 賢 司 君
企画振興課長 西 野 成 紀 君
教育委員会教育長 近 内 栄 一 君
農業委員会會長 東 谷 正 君
監查委員 宇 佐 見 正 光 君

建設水道部長 外 崎 番 三 君
看護専門学校長 丸 昇 君
財政課長 柿 本 敦 史 君
教育委員会委員長 吉 田 幸 男 君
教育委員会教育部長 遠 藤 和 章 君
農業委員会事務局長 大 玉 英 史 君
監查委員事務局長 高 田 敦 子 君
公平委員会事務局長 高 田 敦 子 君
選挙管理委員会事務局長 一 條 敏 彦 君

事務局出席職員

事務局長 川 崎 隆 一 君
書記 澤 田 圭 一 君

書記 今 井 顯 一 君
書記 倉 本 隆 司 君

午前9時58分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、
日里雅至君
水間健太君
を御指名申し上げます。

行 政 報 告

議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。
市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) -登壇-

おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

1、要請運動についてであります。

(1) 北海道の鉄道体系のあり方に関する要請について。

滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町で構成する根室本線対策協議会会長として、平成27年12月22日、北海道運輸局及び北海道に対し、道内における鉄道体系のあり方について示すように要請をいたしました。

(2) 富良野線の運行体系改善に関する要請についてであります。

富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の1市4町1村で、平成28年2月3日、北海道旅客鉄道株式会社旭川支社に対し、地域住民の利便性を最優先した運行体系の確保と拡充、機能性の向上について、観光リゾート地域の駅としての魅力と利便性の向上について、富良野線を利用した観光イベント等の企画ツアーの継続と充実についての3点について要請をいたしました。

2、富良野市名誉市民推薦審議会の答申についてであります。

平成28年1月19日、富良野市名誉市民条例に基づく名誉市民の推薦について、名誉市民推薦審議会に諮問したところではありますが、審議会より、平成28年2月1日、慎重に審議をした結果、名誉市民の推薦を決定するに至らなかった旨の答申がございました。

以上であります。

議長(北猛俊君) 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第1

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

議長(北猛俊君) 日程第1、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第4号、固形燃料(RDF)について、総務文教委員長萩原弘之君。

総務文教委員長(萩原弘之君) -登壇-

おはようございます。

総務文教委員会より、事務調査第4号、固形燃料についての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出を求め、市民や市内の企業がRDFとどのようにかわり、利活用推進モデル事業の目的を達成するための体制づくりについて、現状の課題の把握に努め、施設見学とあわせて調査を進めてまいりました。

RDFは、ごみを固形燃料化して、環境保全とエネルギー資源の確保を同時に実現するものとして期待をされており、本市では、昭和63年からRDFの製造を開始し、年間2,500トン体制で生産していますが、市内で安定的に完全燃焼させるための施設が稼働していないため、市外の企業に売却しているという現状であります。

また、これからの高齢社会において、衛生用品ごみの増大が見込まれることから、衛生用品ごみの燃料化試験を平成25年度から開始しているところであります。燃料化試験の結果として、使用済みの衛生用品を資源化することが可能であると確認はできた一方で、処理工程にかかる熱消費が多いこと、燃料の製造、燃焼の際に発生する臭気の増大に懸念があることなど課題が指摘されました。さらに、平成27年1月からは、北海道の一村一エネ事業としてRDFの燃料試験を開始しております。燃焼試験は、富良野市農業担い手センター内にあるボイラーを設置し、燃焼温度、熱交換率、排煙の塩素やダイオキシン濃度の分析を行い、安全性と環境基準を遵守しながら実用化に向けた取り組みを行っております。今後の取り組みとして、RDF利活用事業を通して、市内公共施設へのボイラーの導入や、農業用での利用が想定される小型ボイラーの研究開発を進め、地域循環型社会の現実と、石油価格に左右されないエネルギーの安定供給、地球温暖化防止のまちづくりを目指しているところでございます。

以上の説明を受け、RDFが公共施設や市民が利用できるエネルギーとしての可能性と開発導入の進め方等について議論をしてみました。

まず、市民とRDFのかかわりについて、本市のRDF事業は、市民のごみ分別の意識の高さや資源化率100%を目指した日ごろの努力が実を結んだものであることから、生産されたRDFは市民の財産であると位置づけることができます。市民が広く利用し、通年で熱量を必要とする公共施設へのボイラーの導入を検討し、優先的に取り組まねたいところでもあります。

次に、産業と企業のかかわりについてでございます。

産業振興にかかわるRDFのボイラーの活用については、暖房を用いた農業用ハウスにおける利活用を見込んでおり、冬の雇用対策、新たな特産品づくりに寄与することが期待できますが、実際の利用に当たっては、農業形態や農家の意向などの需要調査を実施し、関係機関との連携を図り、確実な運用を図るよう努められたいところでございます。また、農業分野における利活用にとどまらず、工場の暖房や熱源を必要とする企業の意向や需要調査を検証することを通して、熱源を利用した地域エコタウンやモデルハウスなど、環境と経済が融合したまちづくりの推進を目指されたいところでもあります。

最後に、RDFボイラーの推進についてでございます。

現在、取り組まれている一村一エネ事業を主体に今後の利活用を推進していく上で、富良野型ボイラーの開発、供給体制、維持管理などさまざまな観点から協議し、完成に向けた検討を図ることが望まれます。本市のごみ分別から始まるクリーンふらの計画は、さらなる進化が必要であります。RDFの製造やRDFボイラーにかかわる事業について、年次ごとの利用計画を策定し、分ければ資源、まぜればごみ、燃やさない、埋めないという富良野モデルの見える化を図り、オール富良野で固形燃料事業の推進に寄与することを期待するとともに、まち全体の福祉向上にも貢献できるような仕組みづくりを切望いたします。

全文につきましては、議会ホームページに記載されております。

以上で、総務文教委員会の事務調査報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、介護施設の実態について。

保健福祉委員長今利一君。

保健福祉委員長（今利一君） -登壇-

おはようございます。

保健福祉委員会より、平成27年第4回定例会において

調査の許可を得ました調査第5号、介護施設の実態についての調査結果と経過について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、介護保険事業による施設サービス、介護施設への入所基準や待機者の状況、介護に関する相談窓口となっている地域包括センター活動状況、介護施設の職員の状況などの調査を行い、介護施設の実態把握に努めてまいりました。また、介護保険制度における施設サービスとして、市内には数力所の施設があり、そこでの入所者や通所者の状況、施設の管理体制、その施設で働く職員の勤務体制などについて現地調査を行い、介護施設の現状と課題について調査を行いました。

介護保険制度が開始されてから16年が経過し、この間、要介護者はふえ続けております。介護サービスにかかわる費用の増加、利用者の負担増加、介護に携わる人材の慢性的な不足などさまざまな問題点が山積する中、制度の充実強化が求められております。介護保険制度では、自立への支援や安心できる生活の支援などさまざまな形のサービスが求められており、大切なことは要介護者が望む暮らしをどう実現するかということでもあります。

本委員会では、介護施設を取り巻く環境や問題点について整理をするため、さらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上、保健福祉委員会からの報告を終わらせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第5号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要するものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第6号、危険家屋対策について。

経済建設委員長黒岩岳雄君。

経済建設委員長（黒岩岳雄君） -登壇-

おはようございます。

経済建設委員会より、平成27年第4回定例会において許可を得ました調査第6号、危険家屋対策についての調査経過について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、空き家等が老朽化し、周辺に悪影響を及ぼす危険家屋が年々増加してきている背景やその対応状況について説明を受け、あわせて市内現地調査を行い、家屋の所有者の

管理状況や周辺への影響など、市内に現存する危険家屋の状況の把握に努めてきております。

国においては、平成27年5月26日に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたところであり、本市では、空き家への対策部局として、建設水道部都市建築課住宅管理係を住宅政策係へ改め、対応窓口を設けて危険家屋への対応を行ってきているところであります。市内の危険家屋については、市民からの情報提供や苦情なども寄せられ、行政への住民ニーズが高まっており、今後は社会構造の人口動態における独居住宅の増加により、新たな危険家屋の発生も予測されることから、行政は、その対応を明確にした上で具体的な施策が求められております。

本委員会では、危険家屋に対する法整備やガイドラインの策定を進めてきている国や道の動きと他自治体の参考事例を踏まえながら、本市における危険家屋への対応のあり方を検証するとともに、その発生を予防する観点から調査を行うなど、委員会としてさらに深く議論を掘り下げることが必要なことから、継続審査を求めるものであります。

以上、申し上げます、経済建設委員会からの中間報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第6号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要するものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続調査とすることに決しました。

次に、都市事例調査について。

議会運営委員長広瀬寛人君。

議会運営委員長（広瀬寛人君） -登壇-

議会運営委員会より、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、議会運営に関する調査として、福島県会津若松市議会の政策形成サイクル、埼玉県春日部市議会の災害発生時の対応要領について、先進地事例調査を行ってきました。

なお、報告は、要点のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

会津若松市議会では、平成20年に議会基本条例を制定しており、その第2条に、透明性、公平性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指し、市民の多様な意見のもとに政策提言や政策立案を行うよう規定し、その

実現のために政策形成サイクルを導入しております。

政策形成サイクルは、議会の議決責任を証明するものとして、議決に至った議論経過や内容説明、その議論を行う前段の準備として、論点整理や問題分析、その課題設定や問題の根源を探る意見聴取を通して、議決の根拠を住民に示すものとして次の三つのツールを用いながら行っています。

一つ、市民との意見交換。

政策形成サイクルの起点として、市民との活発な意見交換を通して、議場内での議論や政策形成につなげていきます。

二つ、広報広聴委員会。

議会の広報機能に加え、市民との意見交換会の企画、立案や、そこで出た意見の整理、問題発見、論点整理、課題発見を行い、政策討論会への橋渡しを行っています。

三つ、政策討論会。

広報広聴委員会から上がった事案について、政策研究として問題分析と政策立案を行います。問題分析では、論点の抽出を行い、政策立案では、市民との意見交換会や学識経験者、行政から集めた情報をもとに論点の検証を行っています。また、議決に対する説明責任を果たすよう問題点の分析を行い、議会としての結論を出す場として議員間討議を行っています。これにより、賛成、反対の数量的な説明ではなく、結論を導き出すに至った議論経過の説明を可能にしています。

考察として、議員は、市民の福祉向上に資する方策や方向性を常に考察し、仮説を立てて市民に説明と提案して、最終案を議決するという大切なプロセスを愚直なまでに履行しようとする熱意は見習うべきものと感じました。市民参加型の政策形成サイクルは、議論を進める手順を定め、市民への可視化を図り、議会基本条例の趣旨を具現化するためのツールであることが理解できました。エンドユーザーである市民への貢献だと理解され、多様な考え方や手法を用いた議論を通して、分析と考察を深め、市民の関心を喚起し、市民との信頼関係を構築しているということが感じられたところであります。

次に、春日部市議会における災害発生時の対応要領は、平成23年の東日本大震災が発生したときの対応に課題を残したことが契機となって、平成25年2月に制定されました。対応要領では、災害発生時の組織、任務、議員の対応、参集基準などを規定しています。また、市の災害対策本部が設置されたとき、これに協力、支援するため、市議会に災害対策支援本部を設置し、市災害対策本部と連携協力を図り、災害の拡大防止と災害復旧に寄与するとしています。

災害対策支援本部の役割として、1、議員の安否確認、2、市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供、3、議員から災害情報を収集し、整理し、市

災害対策本部に情報提供、4、被災地及び避難所等の調査、5、その他本部が必要と認める事務と定め、議員の対応として、1、みずからの安否及び居どころ、連絡場所を災害対策支援本部に報告し、連絡体制を確立、2、災害対策支援本部から情報提供を受け、地域の防災活動に役立てる、3、被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて災害対策支援本部に報告、4、被災地における救援活動、5、被災者に対する相談、助言の5点を規定しています。

また、対応要領に基づき、大規模災害が発生したときの初動参集基準や行動時の留意事項を行動マニュアルとして、参集場所、服装や携行品、移動手段などを定めています。一方、平時の備えとして、防災訓練を年に1度実施し、対応要領、行動マニュアルの実効性を高め、ノウハウの蓄積を目的として行っています。

考察として、災害発生時において、議会議員が果たすべき役割をマニュアル化し、全体像を的確に把握する体制づくりを学びました。要領の策定のみならず、防災訓練を行い、問題点や課題の抽出を行っている点は、大いに見習うべきと感じました。富良野市で起こり得る災害を想定して、実際に議員や議会としての行動について検証する必要性や、平時から綿密な準備を行うことの重要性を改めて認識したところであります。

以上、議会運営委員会の都市事例調査報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議会運営委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終わります。

日程第2 議員の派遣に関する報告

議長（北猛俊君） 日程第2、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政事例調査の結果について報告を求めます。

16番 広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） -登壇-

平成27年第4回定例会におきまして許可を得ましたふらの未来の会、会派5名によります行政事例調査を実施いたしましたので、御報告を申し上げます。

調査事項は5件で、報告書は8ページにわたりますので、考察の一部をもちまして御報告申し上げます。

まず、三島市のスマートウエルネスみしまについては、市民の意識調査を行い、健康ときずなを大事にしているという現状分析を行い、市民がイメージしやすい健康を

核として、無理強いすることなく楽しく経済的にもメリットがあるように工夫された事業計画と、領域ごとの成果指標を検証できる仕組みづくりをしています。健康政策室は、行動力のある若手職員を登用した横断的な組織編成となっており、また、民間力の活用では、市内大学生の参加や地場企業との包括連携、さらに、全国的な企業であるタニタのブランド力とノウハウを地元の中小零細企業にまで浸透させ、相乗効果をもたらす関係を構築しています。健康都市形成に向けた市民との合意形成ができていたと感じました。これは、まちづくりに対する哲学と、綿密に計算された戦略、戦術のたまものであり、富良野市としても大いに参考とすべきものと考えます。

次に、裾野市の市庁舎耐震工事については、補強工事の種別や契約、発注の方法を検討して、最終的に指名のプロポーザル方式を採用し、専門家や有識者の識見をかりて工事内容の精査に取り組み、成果や工事手法を可視化している点は学ぶべきと考えます。

次に、富士市立高校総合学習の市役所プランについては、地域の課題の発見から高校生がみずから考え、自分は何ができるかを模索、実践する問題解決のための能力向上プログラムで、現代社会が必要とする教育であり、郷土愛の醸成にもつながる取り組みであると感じました。富良野市では、北海道教育委員会の主管でキャリア教育が始まり、総合戦略の中で、小・中・高一貫した考え方による連携が掲げられており、この取り組みを大いに参考にすべきと考えます。

次に、富士宮市高校生議会について。

議会については、着眼点や発想は時期を得ており、議会不要論や議員数削減が叫ばれた10年前に着手され、その先見性は評価できます。しかし、運営面での改善や工夫が見られず、回数を追うごとに関心が薄れて、自治体側の狙いのみが先行しており、高校生側の受けとめ方や体制が充実しておらず、温度差があるようにも感じられました。富良野市がこの類いの仕掛けをするに当たっては、この点を十二分に配慮する必要があると考えます。

最後に、箱根山噴火に伴う箱根観光への影響と対応については、正確な情報を誰がどの時期に発信するかあらかじめ決めておくこと、さらには、情報発信の際の言葉や表現の仕方が稚拙だと余計な混乱や悪影響を及ぼすこととなり、外部から適切なアドバイスを受けられる体制が必要と感じました。マスコミも、視聴率を優先する余り、誤解を与えかねない事象だけを取り上げたものもあり、その姿勢に疑問を感じながらも、その対応策についても学ばなければならない課題であると感じました。

以上、5カ所の行政事例調査の概略を申し上げ、報告にかえさせていただきます。

詳細につきましては、報告書を御一読いただきますようお願いいたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第3 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成27年度11月、12月分の2件、平成27年度定期監査報告及び財政援助団体監査報告であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第4

議案第10号から議案第41号（提案説明）

議長（北猛俊君） 日程第4、議案第10号から議案第41号まで、以上32件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

議案第10号、平成27年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ3億3,744万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億4,308万9,000円にしようとするものと、繰越明許費5件、債務負担行為の補正で追加1件、変更1件及び地方債の補正で追加1件、変更16件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

32ページ、33ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、委員費用弁償及び旅費、普通旅費、76万2,000円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、土地売り払い収入相当額を積み立てる財政調整基金積立金、一般寄附金のうちのふるさと納税分を積み立てる地域振興基金積立金及び庁舎等施設整備基金積立金、国の補正に伴い、情報セキュリティの強化対策を図る情報セキュリティ強化対策委託料及びサーバー機器類の器具購入費等の追加、嘱託職員及び臨時職員の社会及び労働保険料、事業費の確定による地籍調査業務委託料、富良野広域連合負担金、

財務会計システム更新に伴うデータ抽出委託料等の減額、3項戸籍住民登録費で、事業費の確定による社会保障・税番号制度カード交付事業費交付金の追加、4項選挙費で、年齢要件引き下げに伴う選挙人名簿システム改修委託料の追加、差し引きいたしまして1億1,395万2,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、保健基盤安定に係る国民健康保険特別会計繰出金、利用増に伴う障害福祉サービス費、更生医療費、療養介護医療費等の追加、執行見込みによる介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、臨時福祉給付金等の減額、2項児童福祉費で、利用者の増に伴う障害児通所給付費、地域型保育給付金等の追加、執行見込みによる高等職業訓練促進給付金、障がい児保育に係る臨時保育士賃金等の減額、3項生活保護費で、平成26年度分の生活保護費負担金精算返還金、執行見込みによる生活保護費の追加、差し引きいたしまして2,899万4,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、国の補正に伴う初期救急医療確保対策委託料、執行見込みによる乳幼児医療費等の追加、執行見込みによる各種予防接種委託料、妊婦健康診査委託料、養育医療費、看護専門学校に係る教育運送業務委託料、燃料及び光熱水費等の減額、2項清掃費で、事業費の確定による合併処理浄化槽設置整備事業補助金、合併処理浄化槽整備促進補助金の減額、3項水道費で、簡易水道事業特別会計繰出金の減額、差し引きいたしまして1,528万4,000円の追加でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、労働会館機能移転に伴う勤労青少年ホーム改修工事費の追加、富良野広域圏通年雇用促進協議会分担金の減額、差し引きいたしまして268万円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農地情報の公表に伴う農地台帳システム改修更新委託料、国の補正に伴う農業担い手育成のための非常勤嘱託職員報酬、農業研修用ハウス資材等の文具・消耗器材及び印刷代、富良野市農業担い手育成機構運営負担金、営農指導促進事業補助金等、国の補正に伴う経営体育成支援事業助成金、事業費の確定による草地生産力向上支援特別対策事業補助金、国の補正に伴う扇山南地区経営体育成基盤整備事業負担金等の追加、事業費の確定による中山間地域等直接支払交付金、防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金、栽培用ハウス促進事業補助金、草地畜産基盤整備事業負担金等の減額、2項林業費で、事業費の確定による有害鳥獣駆除事業交付金の減額、差し引きいたしまして2,429万2,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、中心街活性化センターの更衣室の床等を修繕する施設修繕料133万4,000円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で財源振替、2項道路橋梁費で、除排雪業務委託料等の追加、ロードヒーティングに係る燃料及び光熱水費、事業費の確定による西8条2道路改良舗装工事費、東2条1道路改良舗装工事費、扇山橋架換工事費、南1号8線橋架換工事費等の減額、4項都市計画費で、事業費の確定による設計測量調査委託料、公園施設長寿命化改修工事費の減額、5項住宅費で、国の補正予算及び道費財源の配分調整に伴う公営住宅建設工事費、公営住宅解体工事費、旧麻町保育所解体工事費の追加、執行見込みによる住宅耐震改修促進補助金の減額、差し引きいたしまして2億2,923万6,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、補聴器を使用する児童へ教師の声を送信するマイク送信機の器具購入費の追加、執行見込みによるスクールバス運行委託料、高等学校通学費補助金の減額、2項小学校費で、小学校管理費の燃料及び光熱水費、執行見込みによる就学援助費(小)の減額、3項中学校費で、中学校管理費の燃料及び光熱水費、執行見込みによる就学援助費(中)の減額、5項社会教育費で、執行見込みによる教育バスの自動車借上料、文化会館の燃料及び光熱水費、図書館の燃料及び光熱水費等の減額、6項保健体育費で、寄附金を積み立てるスポーツ振興基金積立金、太陽の里パークゴルフ場のスタートマットを更新する文具・消耗器材及び印刷代の追加、執行見込みによる学校室内空気中化学物質濃度測定委託料、クロスカントリーコース整備委託料の減額、差し引きいたしまして3,056万8,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、中途退職者による一般職給料、中途退職者や標準報酬月額制度改定等による市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金、公立学校共済組合負担金、4,700万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、16ページ、17ページでございます。

1款市税は、1項市民税で、収入見込みを考慮し、1目個人の現年課税分所得割454万3,000円の追加でございます。

11款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税の交付決定額により4,004万1,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、草地畜産基盤整備事業負担金986万7,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、保険基盤安定負担金、子ども・子育て支援給付負担金、障害者自立支援給付費負担金等の追加、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金、養育医療費負担金等の減額、2項国庫補助金で、社会保障・税番号制度カード交付事業費補助金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、地域

居住機能再生推進事業補助金等の追加、臨時福祉給付金給付事業費補助金、母子家庭等自立支援給付事業補助金、地域住宅交付金、西8条2道路改良舗装事業交付金、公園施設長寿命化事業交付金、扇山橋架換事業交付金、東2条1道路改良舗装事業交付金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金等の減額、3項委託金で、富良野地域事業調整等委託金の追加、差し引きいたしまして1億3,448万6,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、子ども子育て支援給付負担金、障害者自立支援給付費負担金等の追加、地籍調査事業負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金等の減額、2項道補助金で、乳幼児医療費助成事業補助金、強い農業づくり事業補助金、草地生産力向上支援特別対策事業補助金等の追加、子ども子育て支援交付金、中山間地域等直接支払交付金、地域づくり総合交付金、市有林造成事業補助金等の減額、3項委託金で、南1号8線橋架換事業委託金の減額、差し引きいたしまして819万7,000円の追加でございます。

17款財産収入は、2項財産売払収入で、土地売払収入、市有林間伐材素材売払収入で、2,020万3,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、社会教育費寄附金、800万4,000円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、農業推進事業基金繰入金の追加、開庁100年記念事業基金繰入金の減額、差し引きいたしまして55万5,000円の減額でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、富良野市農業担い手育成機構設立負担金、森林損害保険保険金等の追加、社会及び労働保険料、養育医療費徴収金の減額、差し引きいたしまして21万円の減額でございます。

22款市債は、1項市債で、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債、農業基盤整備事業債、扇山町本通道路改良舗装事業債、公営住宅建設事業債等の追加、土木機械整備事業債、東6条道路改良舗装事業債、西8条2道路改良舗装事業債、扇山橋架換事業債、公園施設長寿命化事業債等の減額、差し引きいたしまして1億3,260万円の追加でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2表繰越明許費の2款総務費、4款衛生費、6款農林業費の各事業につきましては、国の補正予算によるもの、8款土木費の公営住宅建設事業につきましては、国の補正予算及び道費の財源調整によるもので、いずれも事業の完了は平成28年度となるため、それぞれ記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正の平成27年度市制施行50周年記念事業費につきましては、表彰状、盾の制作に時間を要すことから、平成27年度中に契約事務を進めるため、

期間、限度額を定め、追加するもの、平成26年度高齢者医療送迎車運行事業費につきましては、利用者の増に伴い、限度額を記載のとおり変更するものでございます。

第4表地方債補正につきましては、国の補正に伴う地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費の起債の追加、高齢者福祉バス運行事業費、地域センター病院医療機器整備事業費、医療受診者通院交通費助成事業費、中小企業経営改善指導事業等補助事業費は、事業費の確定及び過疎対策事業債（ソフト事業分）の事業間調整に伴う起債額の変更、農業基盤整備事業費、公営住宅建設事業費は、国の補正に伴う起債額の変更、その他10件につきましては、事業費及び国費等特定財源の確定に伴う起債額の変更で、記載のとおりそれぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、平成27年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ1億2,335万円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億7,425万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

16ページ、17ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、職員管理費の各種手当の追加、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金の減額、2項徴税費で、職員管理費の減額、差し引きいたしまして104万3,000円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項療養諸費で、1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費及び5目審査支払手数料の減額、2項高額療養費で、1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費の減額、差し引きいたしまして1億3,240万円の減額でございます。

3款後期高齢者支援金等は、1項後期高齢者支援金等で、1目後期高齢者支援金の財源振替でございます。

6款介護納付金は、1項介護納付金で、32万4,000円の減額でございます。

7款共同事業拠出金は、1項共同事業拠出金で、1目高額医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして1,181万2,000円の減額でございます。

8款保健事業費は、1項保健事業費で、1目保健衛生普及費、2目疾病予防費の財源振替、2項特定健康診査等事業費で、特定健康診査委託料の減額、70万円の減額でございます。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金で、療養給付費等負担金過年度精算返還金2,292万9,000円の追加

でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は、1目一般被保険者国民健康保険税で、介護納付金分の現年課税分、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の滞納繰越分の追加、医療給付費分の現年課税分の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分の減額、差し引きいたしまして308万円の減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、1目療養給付費等負担金、2目高額医療費共同事業負担金、3目特定健康診査等負担金の減額、2項国庫補助金は、1目財政調整交付金の減額、合わせまして1億1,377万8,000円の減額でございます。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金は、現年度分で2,476万9,000円の減額でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金は、現年度分で18万1,000円の減額でございます。

6款道支出金、1項道負担金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金の減額、2項道補助金は、財政調整交付金の追加、差し引きいたしまして3,302万円の追加でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金の追加、保険財政共同安定化事業交付金の減額、差し引きいたしまして3,747万5,000円の減額でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計繰入金、2項基金繰入金は、富良野市国民健康保険事業給付基金繰入金、合わせまして7,112万3,000円の追加でございます。

10款繰越金、1項繰越金は、1目繰越金で、前年度繰越金3,129万円の追加でございます。

11款諸収入、2項雑入は、一般被保険者返納金の追加、収支不足補填分の減額、差し引きいたしまして7,950万円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、平成27年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ6,011万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を19億7,286万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、給付実績に伴う居宅介護サービス計画給付費、住宅改修費の追

加、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の減額、2項高額介護サービス等費は、給付実績に伴う高額介護サービス費の追加、差し引きいたしまして5,911万6,000円の減額でございます。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費は、実績に伴う高齢者介護用品助成事業費で、100万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款介護保険料、1項介護保険料は、現年度分特別徴収保険料で、568万1,000円の減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分の追加、2項国庫補助金は、保険給付の実績による調整交付金の現年度分の減額、地域支援事業の実績による現年度分包括的支援事業・任意事業分交付金の減額、差し引きいたしまして782万8,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、保険給付の実績による介護給付費交付金の現年度分3,055万3,000円の減額でございます。

5款道支出金、1項道負担金は、保険給付の実績による介護給付費負担金の現年度分、2項道補助金は、地域支援事業の実績による現年度分包括的支援事業・任意事業分交付金の減額、合わせまして687万2,000円の減額でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、保険給付の実績による1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金の減額、合わせまして918万2,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第13号、平成27年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ189万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億630万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページの中段でございます。

1款総務費、1項総務管理費は、職員管理費で、32万円の追加でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金は、北海道後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金、保険料等納付金で、221万8,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金は、1目一般会計繰入

金で、職員給与費繰入金の追加、保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金の減額、差し引きいたしまして189万8,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第14号、平成27年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ411万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億451万1,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款下水道費、1項下水道管理費は、1目一般管理費で、確定に伴う消費税の減額、制度改正に伴う各種手当、公共下水道事業基金積立金の追加、2目水酸化普及促進費で財源振替、3目管渠管理費で、各委託料の入札執行残に伴う減額、4目水質規制費、5目水処理センター管理費で財源振替、差し引きいたしまして772万円の追加でございます。

2項下水道整備費は、1目管渠事業費で、各委託料、公共下水道雨水幹線環境整備工事の入札執行残874万8,000円の減額でございます。

2款公債費、1項公債費は、1目元金で財源振替、2目利子で、借入れ利率決定に伴い1308万5,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料は、1目下水道使用料で210万2,000円の追加でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、1目公共下水道事業国庫補助金で、補助対象事業費の確定に伴い1382万2,000円の減額でございます。

5款繰入金、2項基金繰入金は、1目公共下水道事業基金繰入金で、対象事業費の確定に伴い1560万円の減額でございます。

6款繰越金、1項繰越金は、1目繰越金で、前年度繰越金760万7,000円の追加でございます。

8款市債、1項市債は、1目下水道事業債で、対象事業費の確定に伴い1440万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2条地方債の補正は、第2表のとおり、下水道事業費の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第15号、平成27年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ122万1,000円

を減額し、歳入歳出の総額を1億4,534万5,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款簡易水道費、2項簡易水道事業費は、事業費の確定に伴う簡易水道動力計装機器更新工事費、簡易水道取水施設整備工事費で、98万9,000円の減額でございます。

2款公債費、1項公債費は、地方債償還利子で23万2,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金は、事業費分担金で52万4,000円の追加でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計繰入金で64万5,000円の減額でございます。

6款市債、1項市債は、事業費の確定に伴う簡易水道事業債で110万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2条地方債の補正は、第2表のとおり、事業費の確定に伴う簡易水道事業費の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第16号、平成27年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第2号は、収益的収入に74万9,000円を追加し、収入予定額を4億5,084万9,000円に、収益的支出から331万5,000円を減額し、支出予定額を4億3,314万8,000円にしようとするものでございます。

資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額1億9,700万円を1億9,124万3,000円に改め、資本的収入から1,782万6,000円を減額して9,717万4,000円に、資本的支出から2,358万3,000円を減額して2億8,841万7,000円にするものと、予算第5条に定めた企業債の限度額、合計6,220万円を5,120万円に改めるものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用は、水源送水場管理委託料、量水器取りかえに係る修繕費の減額に固定資産除却費の追加で、差し引きいたしまして771万5,000円の減額でございます。

2項営業外費用は、消費税及び地方消費税で440万円の追加でございます。

次に、収益的収入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益は、長期前受金戻入で、74万9,000円の追加でございます。

続きまして、資本的支出について御説明を申し上げます。

8ページ、9ページ下段でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費は、西8条2配水管移設工事ほか4工事の確定に伴う減額、料金システム機器購入の確定に伴う減額、合わせまして2,358万3,000円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明を申し上げます。

同じく、8ページ、9ページの上段でございます。

1款資本的収入、1項企業債は、1,100万円の減額、2項負担金は、工事負担金で、682万6,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 途中ではございますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時13分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

議案第17号より御説明を願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第17号、富良野市財政調整基金の処分について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、平成28年度の事業費財源に充てるため、財政調整基金を処分しようとするものでございます。

この内訳といたしまして、道路維持補修委託事業の財源として5,000万円以内、市街地排水路整備事業の財源として2,500万円以内、道路舗装側溝改良事業の財源として2,500万円以内、合計1億円以内を財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第18号、富良野市公共下水道事業基金の処分について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市公共下水道事業基金条例第6条の規定により、平成28年度の事業費財源に充てるため、公共下水道事業基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、山部水処理センター施設修繕の財源として1,030万円以内、下水道管路情報整備システム構築委託の財源として830万円以内、公共下水道基本計画策定委託の財源として250万円以内、合計2,110万円以内を公共下水道事業基金から処分しようとするもので

ございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第19号、富良野市行政不服審査会条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、行政不服審査法が全部改正され、地方公共団体への不服申し立ての審査請求の適否を判断する第三者機関の設置が義務化されたことから、市長の附属機関として富良野市行政不服審査会を設置しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、行政不服審査会の趣旨について、第2条は、審査会の設置、第3条は、所掌事項、第4条は、組織について、第5条は、委員の任期並びに責務について、第6条は、会長及び代理人の選出と役割、第7条は、会議について、第8条は、審査会の庶務担当について、第9条は、委任に関する規定でございます。

この条例の施行日は、行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

招集の特例として、条例の施行後、最初に行われる審査会については、市長の招集とするものでございます。

また、経過措置として、施行日前にされた処分または施行日にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第20号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の整理をしようとするものでございます。

法律の改正内容は、不服申し立て構造の見直しとして、従来、異議申し立て及び審査請求としていたものを、原則、審査請求に一元化するもの、公正性として職員の中から現処分に関与していないなどの要件を満たす者を審理員として指名する審理員制度の導入及び第三者機関への諮問手続の導入、請求の利便性向上として審査請求期間を60日以内から3カ月以内へ延長などでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第1条富良野市行政手続条例の一部改正は、不服申し立て制度の審査請求への一元化に伴う文言の整理でございます。

第2条富良野市情報公開条例の一部改正及び第3条富良野市個人情報保護条例の一部改正は、文言及び引用規定の整理並びに法第9条第1項ただし書きの規定に基づき、条例に基づく処分について、審理員の指名を不要と

することができる規定を追加するものでございます。

第4条富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、新たに設置する第三者機関である富良野市行政不服審査会の委員を別表に追加するものでございます。

第5条富良野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正は、文言の整理、審査申し出人の代表者等がその資格を失った場合に、委員会にそのことを届け出る旨の規定の追加、市長が委員会に対して原則として正副2通提出することとなっている審査申し出に対する弁明書について、情報通信技術利用法に規定する電子情報処理組織、インターネット等を使用して提出した場合は、これをもって規定の弁明書の提出があったものとみなす規定の追加、法の施行に伴い開始される審査申し出人等の提出書類等の交付に際し、徴収する手数料の額を定める規定の追加並びに経済的な理由により納付が困難と認められる場合の手数料の減免について定める規定の追加、委員会が作成する審査の決定書について記載する事項を定めるものでございます。

この条例の施行日は、行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

平成27年度までの固定資産税に係る固定資産の固定資産課税台帳に登録された価格の審査申し出につきましては、なお従前の例によることとするものでございます。

また、経過措置として、施行日前にされた処分または施行日前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第21号、富良野市職員の退職管理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し、必要な事項を定めるもので、離職後に再就職者が在職時の職務に関連して一定の影響力を行使することで、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることから、本条例で規制しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、再就職者が離職前5年間に在職していた職務上の行為への働きかけの規制に関する規定でございます。

第3条は、管理または監督の地位にある職員であった者が、営利企業以外の法人その他の団体の地位または営利企業の地位につく場合の再就職をする際に届けに関する規定でございます。

この条例の施行日は、平成28年4月1日からとしよう

とするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第22号、文化・スポーツに係る事務移管に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年4月1日施行の富良野市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例に基づき、学校における体育を除くスポーツ及び文化財の保護を除く文化に関する事務を、平成28年4月1日から市長が管理及び執行することに伴う関係条例の整理でございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第1条富良野市スポーツ振興基金条例の一部改正及び第2条富良野市文化振興基金条例の一部改正は、文言の整理でございます。

第3条富良野市公民館設置条例の一部改正は、文言の整理と、中央公民館として使用しております研修室、料理教室、和室を文化会館に統合し、一体的かつ効果的に管理運営をするため、別表から中央公民館の表を削除するものでございます。

第4条富良野文化会館設置条例の一部改正は、文言の整理と、中央公民館として使用しております施設を文化会館として一体的に管理するため、別表に追加するものでございます。

第5条富良野演劇工場設置条例の一部改正及び第6条富良野スポーツセンター条例の一部改正は、文言の整理でございます。

第7条富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正は、文言の整理と、利用実態のない富良野市東山ゲートボール場を屋外スポーツ施設から削除するものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとし、経過措置として、この条例の施行の日前に許可及び承認を受けている者は、改正後の各規定の許可及び承認を得ているものとみなすものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第23号、富良野市ふれあいセンター設置条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、施設の老朽化により富良野市労働会館を廃止し、その機能を現在の富良野市勤労青少年ホームに移すことに伴い、富良野市労働会館設置条例、富良野市老人福祉センター設置条例、富良野市勤労青少年ホーム設置条例を統合し、富良野市ふれあいセンター設置条例を制定するものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、施設の目的及び設置について、第2条は、

名称及び位置、第3条は、施設区分、第4条は、職員、第5条は、事業に関する規定でございます。

第6条は、開館時間について、従来の富良野市勤労青少年ホームに合わせ、規定するものでございます。

第7条は、休館日について、従来の富良野市老人福祉センターに合わせ、規定するものでございます。

第8条は、使用者の範囲について、これまでと同様に規定するものでございます。

第9条は、使用の許可、第10条は、使用の期限について規定するものでございます。

第11条は、使用料等の納入について、従来の富良野市老人福祉センター設置条例、富良野市勤労青少年ホーム設置条例等で定められていた使用料等をもとに規定するものでございます。

第12条は、使用料等の減免について、第13条は、使用料等の不還付、第14条は、権利の譲渡等の禁止、第15条は、原状回復の義務、第16条は、損害賠償の義務、第17条は、委任について規定するものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとし、これに伴い、富良野市労働会館設置条例、富良野市老人福祉センター設置条例、富良野市勤労青少年ホーム設置条例は廃止するものでございます。また、経過措置として、条例施行前の各規定による使用申請に係る使用料等については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第24号、富良野市表彰条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、これまで周年等記念式典において表彰を行ってきておりますが、本年も5月の市制施行50周年の記念式典において各種表彰を行うこととしているところであります。記念式典における表彰については、これまで、都度、要綱を策定し、実施しているところでありますが、周年等記念表彰につきましても条例で規定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第2条の改正は、表彰の種類に周年等記念における表彰を追加するものでございます。

第5条の改正は、周年等記念表彰において、市勢の発展に尽力され、その功績が特に顕著な方について特別功労表彰、また、毎年11月3日に行っております功労表彰に準ずる功績のある方については、一般功労表彰を行うことができるものとするものでございます。

第6条第1項の改正は、周年等記念表彰における表彰の方法を追加するものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第25号、富良野市部設置条例の一部改正について

御説明を申し上げます。

本件は、行政の執行に当たり、社会情勢の変化や行政ニーズに対応するため、現行の組織機構を見直し、よりの確で効率・効果的な執行体制の確立を図るため、改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条の改正は、市民の生活に密着した事務を統合し、サービスの向上を図るため、新たに市民生活部を設置しようとするものでございます。

第2条の改正は、総務部、保健福祉部及び教育委員会が担っております事務のうち、市民の生活に直接関係するものを、新たに設置する市民生活部が管理及び執行するための改正でございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第26号、富良野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法、地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項が追加されたことから改正するものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第3条の改正は、退職管理の状況、休業の状況及び人事評価の状況を追加するものでございます。

第5条の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴い、公平委員会の市長に対する報告事項について文言を整理するものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第27号、富良野市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法、地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の全部を改正する法律が施行されることに伴う改正でございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条富良野市職員の給与に関する条例の一部改正は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表の等級ごとに明確な職務内容の幅を定める給料表等級別基準職務表を条例に定めるものでございます。

第2条富良野市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の根拠となる地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

第3条富良野市職員の旅費に関する条例の一部改正は、条例の根拠となる地方公務員法の引用条項を追加す

るものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第28号、富良野市育英基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、学資の貸与を実施する育英事業の対象者を、経済的理由により修学が困難な優秀な学生生徒に拡充しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第3条の改正は、育英基金の貸与条件に第3子以降の高等学校生を新たに対象とし、追加するものでございます。

第6条の改正は、育英基金の貸与金額の入学準備金に高等学校生を追加するものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとし、特例措置として、高等学校へ就学する者については、平成28年度に限り、育英基金の願い出期日を4月30日までとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第29号、富良野市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、昨年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、個人番号を記載すべき書類の見直しが行われ、申告等の後に関連して申請される一定の処理については個人番号の記載を要しないこととされたこと及び行政不服審査法の改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第7条の改正は、行政不服審査法の改正に伴う文言の整理でございます。

第41条の改正は、市民税の減免を受けようとする者が提出する申請書に記載する事項から個人番号を削除するものでございます。

第129条の3の改正は、同様に、特別土地保有税の減免を受けようとする者が提出する申請書に記載する事項から個人番号を削除するものでございます。

条例の施行日は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用とするものとし、なお、第7条の改正規定については、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第30号、富良野市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、改正行政不服審査法第38条の規定に基づき、本市への不服申し立てに係る審査請求人等に対して、行政不服審査会に提出される書類等の交付に際し、徴収する手数料の規定を追加するもの及び国土調査

法第21条第2項の規定に基づき、富良野市地籍調査事業の一部地区完了の成果を一般の閲覧に供することから追加するため、富良野市手数料条例の一部を改正するものがございます。

条例の施行日につきましては、平成28年4月1日からとしようとするものがございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第31号、富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成24年8月に子ども・子育て支援法が公布され、市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、一方では、次世代育成支援地域行動計画の策定については任意規定となったところであります。

本市においては、次世代育成支援第3期地域行動計画をあわせ持つ子ども・子育て支援事業計画を策定したところでありますが、両計画は重複する部分もあり、今後の少子化対策の事業推進に当たり、両事業における組織を一本化し、次世代育成支援地域協議会の機能を子ども・子育て会議に委ねるため、条例の一部改正を行うものがございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第2条の改正は、子ども・子育て会議の所掌する事務に、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定及び推進に関することを追加するものがございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとしようとするものがございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第32号、富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成27年4月から施行された子ども・子育て新制度に基づく、子どもための教育・保育給付による特例地域給付の適用を受けるため、へき地保育所の保育料を改正しようとするものがございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条の改正は、僻地における児童の保育を実施する施設として、へき地保育所の位置づけを明確にするものがございます。

第2条の改正は、僻地における児童の保育を実施するへき地保育所に入所させる児童の居住区域を明確にするものがございます。

別表の改正は、へき地保育所においては、これまで世帯の所得等に関係なく一律の保育料としていたところがありますが、子ども・子育て支援新制度の適用を受けるため、国の定める上限額の範囲内で世帯の所得等に応じた階層区分ごとの保育料として定めるとともに、多子世帯の保育料の負担軽減、ひとり親世帯等への保育料の負担軽減を実施するものがございます。

条例の施行日については、平成28年4月1日からとしようとするものがございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第33号、富良野市学童保育センター設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、事業実施の根拠法であります児童福祉法第6条の3第2項及び厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業等実施要綱が改正され、小学校1年生から3年生までとされていた施設利用対象児童が拡大され、小学校に就学している児童と改正されたことにより、条例の一部改正を行うものがございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第5条の改正は、学年の制限を撤廃し、対象を小学校に就学している児童とするものがございます。

第9条の改正は、文言を修正するものがございます。

条例の施行日については、平成28年4月1日からとしようとするものがございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第34号、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、昨年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、個人番号を記載すべき書類の見直しが行われ、申告等の後に関連して申請される一定の書類については個人番号の記載を要しないこととされたことから、関係規定を改正するものがございます。

以下、その内容につきまして御説明を申し上げます。

第22条の改正は、国民健康保険税の減免に関する申請書の記載事項から個人番号を削除するものがございます。

条例の施行は、公布の日からとし、平成28年1月1日から適用しようとするものがございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第35号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成28年2月5日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行されることとなったことから、地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する規定を新たに追加するものがございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

目次中、第10章の地域密着型通所介護は、新たに地域密着型通所介護に関する項目を追加するものがございます。

第203条から第221条は、地域密着型通所介護の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準についてでございます。

第222条から第239条は、地域密着型通所介護のうち、指定療養通所介護の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準についてでございます。

条例の施行日につきましては、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第36号、富良野市交通安全条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、飲酒運転の根絶に向けた道路交通法の改正で飲酒運転に対する厳罰化が図られたにもかかわらず、飲酒運転による死亡事故が後を絶たない状況にあります。道においては、平成27年12月1日、北海道飲酒運転の根絶に関する条例を施行し、また、当市においても、観光等でレンタカーにより来訪される方の一時停止不履行による事故が増加していることを受け、観光客等への安全運転の啓発と、市民、事業者等と一体となり、飲酒運転根絶する活動を推進し、もって悲惨な交通事故を防止するため、富良野市交通安全条例の一部を改めるものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

第3条は、市の責務に観光客等に対する啓発活動を加えるものでございます。

第5条は、飲酒運転の根絶のために、市民、飲食店等の経営者、市の責務を規定するものでございます。

条例の施行日につきましては、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第37号、市民の暮らしを育む条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、国の消費者安全法の改正に伴い、本条例内で規定する富良野市消費者生活センターの消費生活相談員の配置並びに相談情報の安全管理について規定するものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

第25条の改正は、文言の整理でございます。

第27条は、手口が多様化、巧妙化するトラブルの相談に対応できる知識を有する消費生活相談員を配置する規定の追加でございます。

第28条は、消費生活センターの運営並びに消費生活相談の実施により得た情報の安全管理に関する規定の追加でございます。

条例の施行日につきましては、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第38号、富良野市住宅改修促進助成条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年度から3カ年の予定で実施しております住宅リフォーム改修促進事業について、助成範囲の

拡充と期間の延長をするため、富良野市住宅改修促進助成条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第2条の改正は、改修工事の範囲に、新築工事に合併処理浄化槽を設置する工事を加えようとするものでございます。

第4条の改正は、富良野市合併処理浄化槽設置補助事業の廃止に伴い規定を削除するもの、また、新たに新築住宅を建設する際に、改修工事として対象に含めた合併処理浄化槽の工事に要する費用以外の新築住宅の建設に要する費用は含めないこととする規定でございます。

第5条の改正は、移住・定住者等にも対応するため、所有者の範囲を拡大するとともに、中古住宅の購入者が住宅リフォーム工事を実施する場合においても助成対象とするものでございます。

第6条の改正は、大規模にリフォームする者に対して助成の内容を拡充するとともに、新築工事に伴い合併処理浄化槽を設置する場合の新たな助成区分を設けるものでございます。

第9条の改正は、中古住宅の購入者等が住宅耐震改修工事を実施する場合に助成できるようにするものでございます。

附則の改正につきましては、平成30年3月31日をもって失効としているものを、平成32年3月31日まで延長するものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第39号、富良野市建設関係手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定制度の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に鑑み、長期優良住宅建築等計画認定手数料の改正及び建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定制度に係る手数料を定め、あわせて、これらの法律等の施行に関連する別表の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

別表の12の項から15の項の改正は、長期優良住宅建築等計画の認定について、これまでは、新築住宅のみに適用され、市の認定を受けた住宅については、所得税等の税制における優遇措置等が適用されるものでしたが、既存住宅の増築、改築を行う場合であっても、性能の向上、長期優良化を図る住宅につきましては同様の優遇が受けられることになるよう省令が改正され、このことに伴い、計画認定に要する手数料を追加するものでございます。

別表の30の項から31の項は、省エネルギーに資する建

建築物を建築しようとする者が、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、その計画を市が認定した場合に、容積率の特例が適用されるもので、その計画認定に要する手数料を追加しようとするものでございます。

別表の32の項は、省エネルギーに資する建築物を建築した者が、建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の申請をし、その建築物を市が認定した場合、広告等に法律の基準に基づいた省エネルギー性能の高い建築物である旨を表示できるもので、その審査に要する手数料を追加するものでございます。

手数料の算出に当たりましては、本条例に規定している他の手数料の算定方法に倣い、算出しているところであります。

この条例の施行日は、平成28年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第40号、富良野市過疎地域自立促進市町村計画の策定について御説明を申し上げます。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことにより、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が平成33年3月31日まで5年間延長されたことから、同法に基づく過疎地域自立促進のための財政上の特別措置などを受けるため、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進市町村計画を策定し、同法第6条第4項に基づき、北海道と協議してきたところ、平成28年2月19日付で協議が調いしましたので、同法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第2項に規定する10の事項について定め、それぞれ現況と問題点、その対策、計画などについて記載したものであります。また、計画の期間につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年とするものでありますが、本市の第5次富良野市総合計画の計画年度と同じであり、整合性を持った計画として作成したものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第41号、市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

市道路線の路線番号1841、1846及び1849は、北麻町団地の建てかえ事業期間中において道路としての機能を一時的に失うことから、市道の認定を廃止し、団地内道路整備の完了後に改めて市道認定を行うものでございます。

なお、市道の総延長につきましては、この廃止により380.63メートルが減となり、719.62キロメートルとなります。

また、市道路線の位置等につきましては、議案関係資料を参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

議長（北猛俊君） 以上で、本件32件の提案説明を終わります。

日程第5 予算特別委員会設置

議長（北猛俊君） 日程第5、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号の平成28年度富良野市各会計予算及びこれに関連する議案第17号、議案第18号、議案第28号、議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第38号、議案第39号、以上17件につきましては、さきに議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

本会議終了後、予算特別委員会をこの場において開催いたします。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、当日御配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時49分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 3 月 2 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 日 里 雅 至

署名議員 水 間 健 太